

「士業統合」

—行政書士から見た非関税障壁とされる日本の士業制度の変革の方向性—

現代政策学部 前田 浩利

Unification of Legalservices in Japan

: Directionality of the change of Japanese legal service system considered to be non-tariff barrier by gyoseisyosi-lawyer

1. はじめに

先日、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の交渉が大筋で合意を見た。日本への投資促進が見込まれるが、日本に投資する者に対する環境は整っているとは言えない。というのは、外国人が日本に投資をしようとするとき、諸外国とは各種手続きにおいてかなりの相違が存在するからである。

例えば、外国人が日本に会社を設立する場合、まず日本に入国するには在留資格を得なければならず、この手続きは行政書士か弁護士に依頼する。次は法人設立で、定款の作成、議事録の作成は行政書士に、次の登記は司法書士に。設立完了後は税金関係の手続きは税理士、従業員を雇うと社会保険労務士に、それぞれ手続きを依頼することになる。一般に外国では弁護士に依頼するだけでほとんど手続きは完了してしまう。

これと比較すると、日本の士業制度は「ガラケー」ならぬ「ガラ士業」といえるほど独自の進化(?)を遂げてきたと言っていいと思う。日本の士業制度を理解していない一般の外国人からすると、次にどこへ行けばいいのか分からないのが実情である。せっかく TPP 交渉が妥結してもこれでは海外からの対日投資が増えるとは思えない。

そこで、今年で行政書士の業務歴 32 年となる経験から、外国人だけでなく日本人にもよく分かる士業制度を考えてみたい。

なお、本問題についてはこれまで論じてきた研究者の論稿が非常に少なく、ほとんどが実務家によるものであり、文献も限られているため、私見や意見の部分が多いことをお断りしておく。

2. 現状

2.1 日本の士業が置かれている現状

現在日本では「士業」と言われる職業が有り、主だったものだけでも十の士業がある¹⁾。

弁護士から始まり、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、中小企業診断士、不動産鑑定士、公認会計士、税理士である。

これら十士業以外にも「士」と付く職業は多々あるが、この十士業はいずれも国家資格者（国家試験合格等で国が認めた資格）で、全国に存在し、それぞれの士業を束ねる全国組織があり、歴史もある。決定的な点はそれぞれの士業に主務官庁が存在することである。従って、本稿ではこれらの十資格に限定して論を進めていきたい。

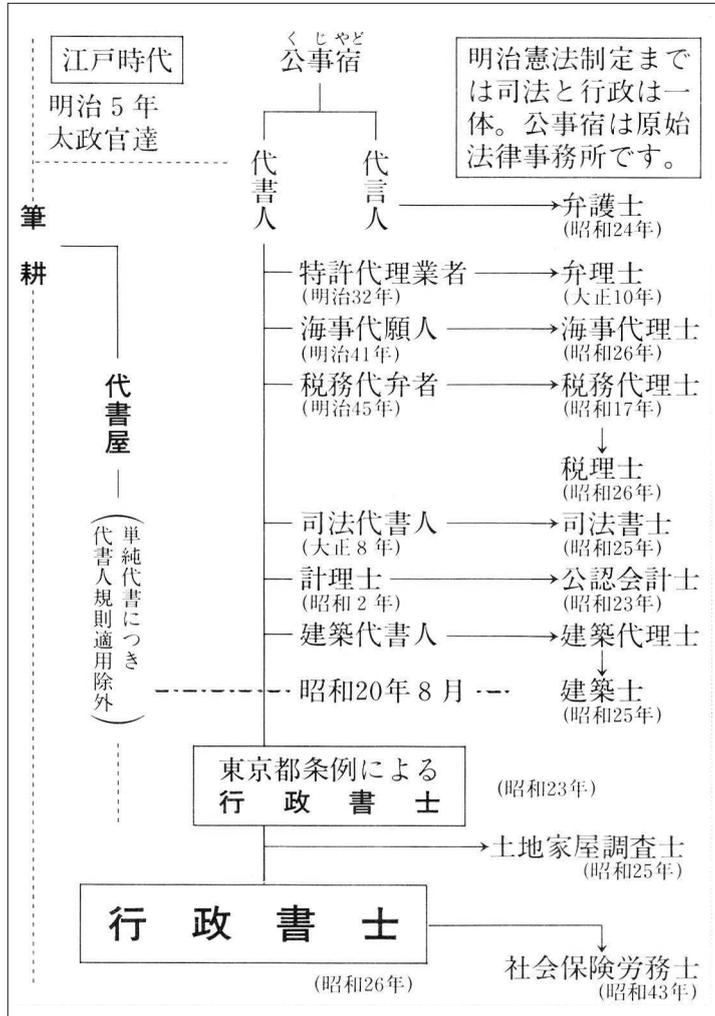
先ほど外国人にはわかりにくいと言ったが、一方でこれらの資格の違いを正確に説明できる日本人はどれほどいるであろうか。今でも私の資格「行政書士」を「司法書士」と混同してしまう人は一般国民に限らず、学者の中にも存在する。この点も現在の日本の士業制度の問題点であるといえる。弁護士は法曹資格、それ以外の資格は「隣接法律専門職」（弁護士以外の法律関係の資格はまとめてこう呼ばれている）と呼ばれ、これら「隣接法律専門職」は大きく分けると会計系の公認会計士と、税理士に対し、それ以外が法律系と言うことになるであろうか。

諸外国ではロイヤーと公認会計士の区分しかない国が多いようである。以前日本が統治していた経緯がある韓国や台湾では日本の士業制度に似た制度が現在もあり、たとえば韓国では弁護士（弁護士）、法務士（司法書士）、行政士（行政書士）、税務士（税理士）、公認仲介士（宅建士）、労務士（社会保険労務士）、弁理士（弁理士）、公認会計士（公認会計士）といった資格が存在する。しかし、グローバルスタンダード（世界基準）から見れば日本も韓国も異端の部類に入るのだろう²⁾。

では、外国人は日本で投資その他の手続をする場合、どの士業に依頼すればいいのだろうか。弁護士ならオールマイティだからいいのではないかとも思われるが、実は弁護士は弁護士法では弁理士と税理士業務は当然できるが、例えば行政書士業務は行政書士登録しなければできないことになっている（弁護士は当然に行政書士登録できる。行政書士法2条2号）。弁護士の本来業務は相手との交渉と裁判である。従って、外国人が会社設立のために弁護士に依頼しても行政書士登録していない弁護士は会社定款や議事録を作成できないのである。これではせっかく弁護士に依頼しても目的は達成できない。依頼した弁護士にその続きが出来る士業をあらためて探してもらるか、自分で探すしかない。これでは日本に投資する意欲を失ってしまいかねない。

それぞれの士業には歴史的な沿革があり、元をたどれば「代言人」³⁾と「代書人」⁴⁾にたどり着く。（図1）明治以降この二つの職から枝分かれ（分化）して現在の士業制度に至っているのである。

図1 士業分化図

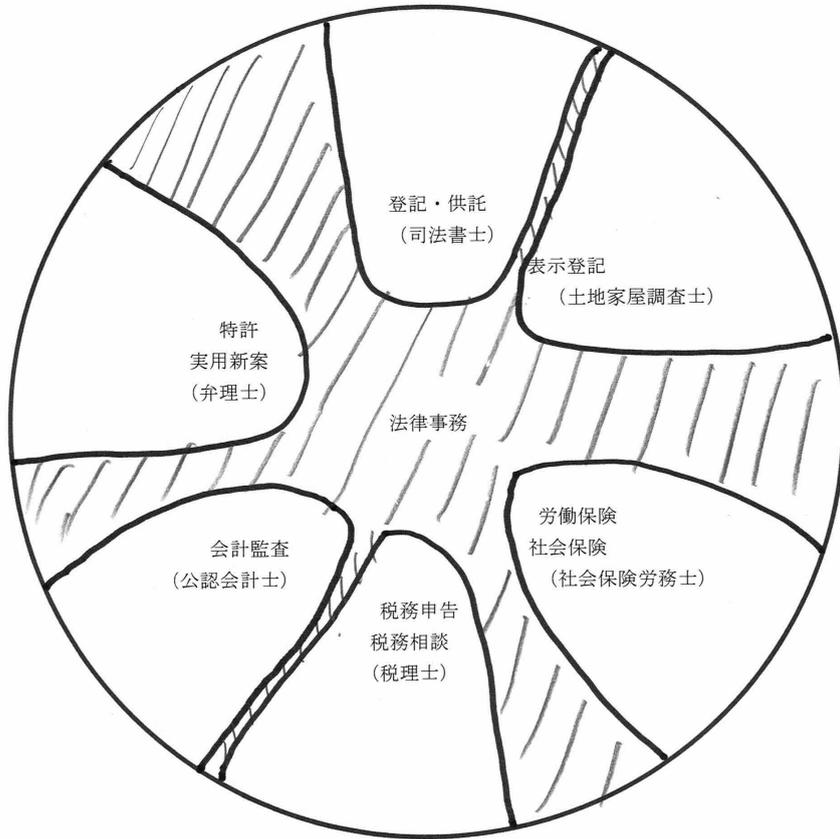


「東京都行政書士会紹介リーフレット」より

ただ、この枝分かれも時代の要請（例えば、税理士は税務職員が徴兵されていなくなったため女性に資格を与えて税金の徴収を促進するために創設した）や監督官庁の省益の確保といった理由で創設されたものが多いと言われている。

現状の資格はこの70~80年の間に構築されたものであると言われているが、時代の変遷と共にグローバル化がすすみ、日本一国の国内だけの問題だけでは無くなってきているのである。また、この間に制度疲労も起こしているとも考えられる。⁵⁾

図2 士業の業務分野イメージ



太線が業際部分

斜線が行政書士の業務分野

2.2 士業統合に関する士業間の温度差

私が士業統合を考え始めたのは、日常の業務で現在の士業制度では士業にも依頼者にも不便や不利益が生じているからである。

先ほど日本の士業は「代言人」と「代書人」から出発したと説明したが、「代書人」から分化した各士業には行政書士とそれ以外の士業の間に決定的な差が存在する。それは行政書士以外は足し算的な業務範囲（たとえば司法書士は登記と供託、税理士は税務申告と税務相談。簡単に言うとこれとこれが出来ると限定されているのである）を有するが、行政書士だけは逆に行政書士以外の他の士業分野以外の残った分野が業務範囲とすることである。いわば引き算的な業務範囲とすることが出来る（これとこれができない。他士業の分野を取り除いて残りの分野は全て出来るということ）。これが行政書士が他士業との業務分野の狭間で摩擦を起こしてい

る「業際問題」⁶⁾の根源でもある。(図2)

行政書士である私が業務をこなしていくなかで、不便を感じる例は次のような場合である。

相続手続の依頼を受けて、自筆証書遺言がある場合、戸籍の調査をし、家庭裁判所に検認の手続を申請するのだが、裁判所への申立手続は行政書士には認められていないので、弁護士か司法書士に依頼するか、本人申請で行うしかない。検認が終われば執行手続に入るが、これは行政書士が行うことが出来る。わずか一つの手続だけ出来ないというのは不便以外の何物でも無い。(現在、行政書士だけが裁判所関係の手続への参入が出来ないことが原因であるのだが)

行政書士である私を感じるこのような不便を他の士業は感じていないのであろうか。実は他の士業からは士業統合といった声を聞いたことは少なくとも私はない。これは行政書士以外の他の士業が、自己の業務範囲が明確に決まっているため、その範囲を守ることや拡大に意識が行き、他士業との統一といったことには興味が無いように見える。

2.3 今後の方向性

日本の士業制度は今後どのような方向に向かえばいいのか考えてみよう。

日本ではこのところ司法改革の名の下に「裁判員制度」「裁判外紛争解決制度(ADR)」、そして「ロースクール制度→新司法試験」という改革が行われてきた。いずれも結果から見ると失敗ではないかと言われている。

その「ロースクール制度→新司法試験」によって、司法試験合格者の能力が落ちたといわれている。⁷⁾ 司法試験合格者の増員の結果、以前ならとても合格するはずない程度の者まで合格してしまっており、しかも司法修習期間の短縮の結果、能力不足の弁護士が多数発生してきたのである。その結果、弁護士の平均的能力が下がり、他の資格者との能力差が少なくなったといわれている。⁸⁾

これまでの法曹三者の合意(あったのか無かったのか、公になっていないためその真偽のほどは定かではないが)⁹⁾では弁護士以外の士業の能力を引き上げて弁護士と統合しようとしていたが、いつの間にか弁護士が地盤沈下してきた結果、また行政書士試験等の他の資格試験が難化してきた結果、弁護士とその他の資格者の能力差は狭まってきており、統合への準備はいつの間にか整いつつあることになる。

これまで、弁護士は司法試験に合格したのだから、隣接法律専門職とは能力に差があり、法曹の一角を占めるプライドも有り、統合などもってのほかとの意見を複数の弁護士から聞いたことがある。

しかし、平均的能力の低下を認めざるを得ないような状況になってきたため(「いそ弁」^{のき}、「軒弁」^{けい}、「携弁」というような形態の弁護士も増えてきている)¹⁰⁾、統合の動きに拍車がかかり始めているのが現状である。

しかし、士業統合の話は今に始まったことではない。実は戦後すぐ(50年くらい前から法

曹三者間で動きが見られていたというのである。(当時からの動きについては坂本廣身著：『行政書士の繁栄講座』24ページ以下に記述されているのでご覧頂きたい。)

実際、弁護士を含めた複数の士業の有志が集まって、「日本士業連合会」なる任意団体を立ち上げ、士業のみならず研究者や医療関係者も取り込んで、活動しようという動きも実際にある。¹¹⁾ これなど、「士」が付く職業だけでなく、「師」の付く資格者も含めて社会全体で活動することを念頭に置いた動きであることを歓迎したい。

一方、士業が統合されないことによる不便さを感じている資格者も多数存在する。

現在各士業では、能力担保のために「研修」を行っているが、複数の資格を有する兼業者の場合、それぞれの士業で行う研修内容が重複し、時間の無駄だというのである。例えば相続の関係で言えば、弁護士、司法書士、行政書士、税理士が相続に関係してくるので、それぞれの士業で研修が行われている。もちろんそれぞれの士業ごとに若干の内容の差異はあるにしても、基本は民法典であるから根っこは同じ。士業ごとに研修で時間を取られるとなんのための研修かといった不満も聞かれる。実はこれらの研修、多くの士業団体が出席をポイント制にして、クリアすべき年間ポイントを決めているため、参加せざるを得ないのである。一方、行政書士会では研修はまだ努力義務の段階であるが、1年に一度も研修を受講しない会員も多く、法的能力の担保という面から義務化が叫ばれて久しい。

士業が統合されればこれらの重複は無くなり、時間が有効に活用できるというものだ。

実はこれまで士業の統合が実現していない理由の一つに、弁護士法72条と各士業の職域拡大という問題が存在する。

先ほども書いたが、弁護士以外はそれぞれの職域の維持・拡大が目標で、他士業との境目(垣根)の部分に接していると、越境してきた他士業に対し、それ専管業務違反だと騒ぎ立て、正当性を主張する事態がたびたび起こっている。(特に多いのが我々行政書士であることも自覚しているが、これは先ほど述べた業務範囲の近接性から発生しているといえ、仕方の無いことでもある)たとえば、行政書士が内容証明を作成することが紛争事案に関わるとして弁護士法72条に違反するという弁護士もいる。また、会社設立で最後の登記申請を行政書士が行ってしまい、司法書士会から警告を受けた事例など枚挙にいとまが無い状態である。

現在は、行政書士を除く士業には(一部例外もあるが)出廷陳述権等裁判に関与する資格が与えられている。これにより弁護士法72条は相当骨抜きになっているが、それでも72条は厳然として存在しているので、無視するわけにはいかない。弁護士法72条とは元々は弁護士のみが紛争性のある法律事件を扱うことができるとする規定であったが、他の士業法の改正によって相当骨抜きになってしまっている。¹²⁾

士業間の垣根が低くなった今こそ士業統合の千載一遇のチャンスと言っても過言ではない。

3. 統合の方法

今後、どのようにして各士業を統合していくことが出来るか考えてみよう。

一応「ロイヤー」という名称が使われるのが一般的と思われるので、「ロイヤー」とするが、他の名称になる可能性は排除できない。¹³⁾ (一時、司法書士会が「法務士」の名称を使用する働きかけを行ったことがあったが、「ほうむし」→「法無視」につながるとして立ち消えになった経緯があったことを申し添えておく)¹⁴⁾

第1案：全てを一つの「ロイヤー」にまとめる。

これは外から見ればわかりやすいかもしれないが、まとまることはほぼ不可能と言っていいと思う。それぞれの専門領域が異なり、依頼者からすると、その人が本当にその分野の専門家であるかどうか分からないのでかえって不安になってしまうと思う。

第2案：「ロイヤー」の名称は維持しつつ、専門性から二つに分離する案¹⁵⁾

①グループ 弁護士、公認会計士、弁理士、不動産鑑定士

②グループ 行政書士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士

この分類の基準は日常生活に関係があるかどうかで分類するというものであり、わかりやすいかもしれないが、法律等で明確に一線を引くには難しい面もあるのではないかと思う。

第3案：法律系と会計系で分ける案¹⁶⁾

法律系を統合して「ロイヤー」、

会計系を統合して「会計ロイヤー」？

この案では法律と会計という異なる体系で分けるので一見分かりやすく見えるが、世界的に認められている公認会計士資格が埋没してしまうことが考えられる。また、会計の専門家に法律系の名称であるロイヤーはふさわしくないとの感じもする。

これ以外にも分類の仕方はあるのだろうが、いかんせん論稿が少なく、判断するに至っていない。

私は以上から、第3案を基本としつつ、諸外国ではロイヤーの仲間に入らない公認会計士(CPA)の処遇(名称を含む)を考えていくべきと考える。

4. 統合によるメリット

いずれの方法でも士業統合が実現した場合、日本国民に限らず外国人にもワンストップサー

ビスというメリットが生まれることは想像に難くない。

一方、実務者たる資格者にはどのようなメリットが考えられるであろうか。

①まず考えられるのは、それぞれの士業を管理している〇〇会という管理部門の統合による管理費（会費のこと）の低減である。現在各士業には都道府県ごとに〇〇士会とその上部組織である日本〇〇士（会）連合会なる組織が存在し、これにかかる費用は各会員が負担している。複数資格を持ち、兼業している士業者は負担する会費が2倍3倍になっている。これがかなりの負担になっていることも事実である。士業が統合されれば、法律系、会計系それぞれの中では会費値下げが行われ負担が低減されるのではないかと考える。

②そして資格の管理システムが構築されれば資格者各個人ごとの欠格要件等が一元的に管理でき、漏れや重複が無くなると考えられる。現在各士業に登録する場合、欠格要件に該当しないことの証明のため、戸籍事項証明や身分証明書をその都度提出しなければならない。「(仮称)士業資格管理機構」の様な組織ができればこの様な手間が削減できると考えられる。また、逆に成年後見被後見人になった場合や破産者になった場合など、資格の管理システムですぐに発見でき、登録の抹消などの措置を執ることができると考えられる。

実は過去次のような事実があった。行政書士を兼業している税理士が脱税相談で業務停止になったと官報に掲載された。しかし、行政書士会には本人から何の通知も無く、本来なら行政書士も業務停止になるはずがならないままであった。私が気づいて行政書士会事務局に申し出たところ、事務局からの問い合わせにやっと本人も気づいたらしく通知がされて一定期間の業務停止となったのである。これなど、現在士業ごとのばらばらの資格管理制度だからこそ発生した事例と言っていると思う。統合して一元化すればもちろんこのような事例は無くなるはずである。

③次に、士業法人制度が考えられる。

現在、弁護士を除く士業は法人化する場合、同じ士業で二人以上集まらないと法人化ができないことになっている。法人化することによって、経営の安定化や社会的信用の確保といったメリットが準備されているが、隣接法律専門職では無限責任という壁と共に立ちはだかっているのが現状である。この壁が統合により取り払われ、容易に法人化できることになる。

④次は、細かいことではあるが士業用電子証明書についてである。

現在、士業用電子証明書は資格がある士業ではあっても個人をベースとして発行されている。発行には住民票だけでなく戸籍事項証明まで求められている。複数の士業を兼業している場合、それぞれの資格ごとに電子証明書の発行手続きをしなければならず、手間がかかり過ぎるとの批判も出ている。統合が実現すれば電子証明書は一つですむことになり、煩雑な手続きが省略できることもメリットとして考えられる。これにより、電子証明書の発行が容易となり、発行数が増え、電子手続きの利用が増え、政府の目指す「電子政府」の実現にも資するのではないかと考える。

⑤次に現在各士業ごとに行われている「研修」の一元化、共通化である。

先ほども書いたが研修の一元化や共通化は今すぐにでもできるものとする。各士業で歩み寄れないなら別機関を作り、そこに委託してしまえばいいのではないかと。別機関（例えば、「士業研修機構」というような）なら各士業も他の士業との関係を考えずに委託ができるのではないかと。と思う。

この構想には別のメリットもあると考える。それは研修講師についてである。

現在は研修の講師の選定はそれぞれの士業の研修担当者の人選に任されているが、本当にこの講師でいいのかといった講師も時たま見かける。共通の基盤（たとえば「士業研修機構」といったもの）が出来れば研修担当者の個人的つながりだけでなく、他の士業者の関係を利用して広く適任の講師を探すことが出来るようになると思う。こうなれば研修の受講による能力の向上も見込めるし、真に内容のある研修を受けることが出来るものと思う。

⑥さて、メリットの最後は士業統合によって士業しか利用できない決済システムの構築ができるのではないかと考える。決済システムとは言っても官公庁窓口での利用料や納付金の決済に利用できるシステムがあれば便利ということである。各種手続きにおいて印紙の用意や、多額の現金を持参する不便さは実務家しか分からないと思うが、これをデポジット式にするかどうかは別として、窓口でのキャッシュレスにつなげられるシステムも士業統合が実現してこそ構築できるものとする。

5. 統合までの道のり

これまで見てきたように統合を阻んでいるのは、弁護士の一部と、弁護士以外の各士業（隣接法律専門職）のプライド（?）、そして官公庁の縄張り意識ではないかと考える。実際、各省庁の中には、管轄する士業界に対して省益の確保のためかその士業にOB会員を送り込んで影響力を確保している例を見かける。それぞれの士業間に横たわる垣根や障害を取り除くには相当の労力と時間が必要と思われるが、統合時期が遅くなってもそれまでにできることはいくつかある。（前章の②や⑤は実行しようと思えばすぐにでも手が付けられると思う。）

ただ、まだかなり高いハードルも残っている。それは法的能力格差の問題である。

具体的には、各士業者が有する最低限の法律に関する能力（知識等）である。

各士業者になるための国家試験等で求められている法律の知識には、各士業の業務で必要とされている法律に関して出題範囲が決められるが、これがある程度統一されない限り、たとえ士業統合がなされても肝心の士業者に能力差が生じてしまうことになりかねない。

たとえば、現在税理士は試験科目に憲法や民法は入っていない。社会保険労務士は労働法規や社会保険の法規のみで、直接は六法に関係しない。行政書士も刑法関係は無縁である。また、行政書士では公務員経験で行政書士になることが出来るが、公務員経験に警察官の経歴が含ま

れているため、警察官OBが行政書士になる例が多々ある。しかしご存知の通り警察は民事不介入が原則である。警察学校で民法の初歩は学ぶとしても、試験合格者との間には大きな能力差が存在する。他士業でも同じような事例が存在すると思うので、これらの士業間や同一資格内の基本的な法的能力格差を埋めていかなければ依頼者が求める期待に応えることは出来ない。かえって不信感をもたれてしまうと考える。

弁護士も法科大学院制度のため、以前に比べて司法修習が短くなり、これが原因で能力が低下しているとも言われるが、少なくとも六法に関する能力には長けているのは間違いないから、これを基本にして弁護士以外の他の士業は能力を高めていかなければならないと思う。

この解消には先ほどから述べている研修を利用して能力格差を埋めていかなければならない。統合してから研修するか、研修して能力を高めてから統合するか、(鶏が先か、卵が先かといった議論になってしまうが) どちらにするかはこれから考えて行かなければならない問題である。

先ほども述べたが、これまでメリットとしてあげたうち、研修の一元化や共通化は今すぐにもできると考える。また、資格の管理システムもすぐに可能であると思う。

これらを逐次実現していけば、最後の士業統合も見えてくるのではないか。

6. 結びに代えて

士業統合は少し前までは夢のまた夢と考えていたが、司法制度改革と時代の要請からそれほど遠くない時点での実現が見えるようになってきた。

ただ、どの士業も内部からの突き上げや、外部とのバランスに腐心するものと思われる。これを乗り越えなければ先は見えてこない。明治以降百数十年ぶりの大改革である士業統合。代言人・代書人の2本柱に戻るのではなく、さらに一本化するという大事業である。大きな決断と実行が求められている。自己の資格の発展的解消を誰が何時決断するか。あとはそれぞれの士業の合意と国の決断に係っていると思う。

これまでT P Pの議論のなかで、貿易の促進、投資の促進が主要な議論とみられてきたが、貿易や投資が増えることによって、法体系の違う国の間での法的対立も増えることが予想される。これまで日本ではアメリカの弁護士が日本で活動するために「外国法事務弁護士」制度を作り、受け入れてきたが、今後他の国からも同様な要求がなされることが考えられる。その際、アメリカと同じように対処するだけなのか、逆に士業統合を早めて日本の「ロイヤー」を輸出して日本の権益を確保するのかを早急に決めるほか無いと思う。

士業統合は単に日本国内のみのことではなく、その結果をT P P域内の他の国に輸出することも考えるべきであると思う。中央大学の佐藤信行教授は講演の中で、「現在の日本法は大陸法と英米法がうまく混ざり合った混合法で有り、T P Pのように多くの国が同じテーブルに着く様な

場合、正面から法律の衝突が起こらないための有用な手段である」と述べられている。¹⁷⁾

士業統合を法整備支援に結びつけ、発展途上のT P P各国への法制度の輸出にも結びつけられれば経済発展、国力増強に加え、法文化の輸出にも貢献できるのではないかと考える。それがひいては、日本の士業が海外へ進出する素地になると考える。

本論稿を出発点として、士業統合に向けて研究を続けていきたいと思う。

参考文献：三木常照「法律専門職の軌跡と将来像」立命館法学 2010年5・6号
立命館大学刊

宮下公司「現代社会における士業のあり方」
大阪支部設立10周年記念シンポジウム報告
財団法人日弁連法務研究財団 2009年

盛武 隆『行政書士しが』平成25年(2014年)8月号 巻頭言
滋賀県行政書士会刊

坂本廣身著『行政書士の繁栄講座』「司法改革と行政書士の将来像」
2014年 弁護士会館ブックセンター出版部発行

佐藤信行 2013年6月22日 行政書士白門会講演会資料
「T P Pと行政書士」
平成27年11月21日 行政書士白門会講演会資料
「Common Law と Civil Law
～日本型混合法文化は世界をリードできるか～」

反町勝夫「「士業」統合による「日本版ロイヤー」の創出を急げ」
2004年 法律文化 L E C東京リーガルマインド発行

-
- 注1：主要士業は、士業者の間で使われている分類で有り、これ以外の士業が士業ではないということではない。三木常照 「法律専門職の軌跡と将来像」立命館法学
2010年5・6号 1404ページにも記載有り
- 注2：三木常照 「法律専門職の軌跡と将来像」立命館法学 2010年5・6号
1420ページ
- 注3：代言人は「三百代言」という言葉にもあるように、本人に代わって意見を言う人を指す
- 注4：代書人は識字率の低かった時代、本人に代わって文字を書き、書類を作成した人を指す
- 注5：盛武 隆 『行政書士しが』滋賀県行政書士会 平成25年8月号1ページ
- 注6：業際問題とは複数の士業間でお互いの隣接する専管業務がどちらの士業の業務分野なのか、それとも共同管轄なのかをを判断する際に発生する争いのこと
東京都行政書士会『行政書士必携～他士業との業際問題マニュアル～』平成24年
東京都行政書士会刊
- 注7：坂本廣身 『行政書士の繁栄講座』第2編参照
- 注8：ベテランの複数の弁護士から意見をもらっています
- 注9：坂本廣身 『行政書士の繁栄講座』第2編参照
- 注10：軒弁とは、弁護士事務所の軒先だけ借りて営業している弁護士のこと。同じく携弁とは、携帯電話だけで営業している弁護士のことを言います。いずれも事務所や机を実質持たずに営業していて、いそ弁よりも実態が見えない営業形態である。
さらには、現在は修習が終わっても弁護士登録しない者も多数出現している。
- 注11：日本士業連合会事務局 東京都渋谷区上原2-46-9
- 注12：簡易裁判所の代理権を認めた司法書士法や特定社会保険労務士を定める社会保険労務士法が該当する
- 注13：英国ではバリスターや事務弁護士であるソリシターといった国によって名称が異なることがあるが、「ロイヤー」が法律家の一般的な英訳であることによる。
- 注14：前日本司法書士会連合会会長による発言
- 注15：三木常照 「法律専門職の軌跡と将来像」立命館法学 2010年5・6号 1427ページ
- 注16：坂本廣身 「行政書士の繁栄講座」147ページ以下
- 注17：佐藤信行「T P Pと行政書士」平成25年6月22日 行政書士白門会講演会資料 5ページ